

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税納税告知処分等取消請求上告事件
国側当事者・大宮税務署長

平成21年12月15日棄却

（第一審・さいたま地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年5月24日判決、本資料
256号－143・順号10403）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年1月25日判決、本資料25
7号－7・順号10616）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所
定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法
令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成21年12月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

上告人	有限会社A
同代表者取締役	丙
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
被上告人	大宮税務署長 大吉 伊智郎
同指定代理人	武藤 政男